

事務連絡  
令和5年6月12日

一般社団法人 日本医療法人協会 御中

こども家庭庁 長官官房  
参事官（総合政策担当）付 少子化対策室

### 結婚・子育て支援信託の周知・広報について（依頼）

平素より、少子化対策行政に御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

こども家庭庁では、結婚・子育て資金として直系尊属から贈与された金額の内一定金額までが非課税となる税制（「結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置」）を所管しております。

本制度は、若年層の結婚、妊娠・出産、育児に伴う経済的不安の軽減に資するなど、少子化対策のために非常に重要な制度であり、より広く知っていただき、より多くの方に利用いただくことを目指しております。

そのため、多くの方が日常的に訪れる病院・診療所等においても、本制度の周知ができると非常にありがたいと考えております。

今般、本税制を利用した信託制度である、「結婚・子育て支援信託」について、（一社）信託協会と協力してチラシ及びポスターを作成いたしました。

つきましては、貴協会所属・加盟団体への展開及び関係各所への設置・掲示により、本制度の周知・広報にご協力を賜りますようお願いいたします。

<本件問合せ先>

こども家庭庁 長官官房

参事官（総合政策担当）付 少子化対策室

〒100-6001 東京都千代田区霞が関3丁目2-5

霞が関ビルディング22F

電話：03-6860-0142